特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	健康管理に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桑名市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
桑名市長

公表日
令和7年3月19日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の内容	健康増進法の規定に基づく健康管理に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・成人健診情報の管理 ・受診券等の出力 ・統計報告資料の作成及びデータ抽出
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	・がん検診などの検診受診券の出力 ・各検診結果の登録（手入力、検診機関提供データのバッチ取り込み） ・集計表の出力
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [○] その他　（ 国民健康保険システム等　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	①団体内統合宛名番号の付番と管理 ・各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。 ②符号取得支援・確認 ・処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。 ③情報提供機能 ・中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、業務・システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。 ④情報照会機能 ・各業務・システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。 ⑤宛名情報照会 ・団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー、健康管理システム等の情報連携を行う各業務システム　）
システム3	

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会管理機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 ③情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 ④既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存業務システム、番号連携システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報（連携対象）を副本として保管・管理する。 ⑦データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェースシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 ・特定個人情報（連携対象）の暗号化及び複号や電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェースシステム）から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れの情報を削除する。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[ ] 税務システム [ ] その他　（　）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項　別表70項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号　第139項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療課
②所属長の役職名	保健医療課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類　※	[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※	健康管理に関する事務（がん検診・保健指導等）の対象者のうち、個人番号を有する者
その必要性	・健康管理に関する事務（がん検診・保健指導等）の対象者管理を行うため。 ・健康管理に関する事務（がん検診・保健指導等）の受診情報管理を行うため。
④記録される項目	[　　100項目以上　　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
主な記録項目　※	・識別情報 [　]個人番号　[　]個人番号対応符号　[○]その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○]4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○]連絡先（電話番号等） [○]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　]国税関係情報　[　]地方税関係情報　[○]健康・医療関係情報 [　]医療保険関係情報　[　]児童福祉・子育て関係情報　[　]障害者福祉関係情報 [　]生活保護・社会福祉関係情報　[　]介護・高齢者福祉関係情報 [　]雇用・労働関係情報　[　]年金関係情報　[　]学校・教育関係情報 [　]災害関係情報 [　]その他　（　　）
その妥当性	【個人番号、その他識別情報（内部番号）】 本人確認及び内部情報照会の索引とするために必要 【4情報・連絡先・その他住民票関係情報】 本人及び世帯情報の確認、本人への連絡に使用するため必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健医療課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ ） [ ] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） [ ] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 （ ）
③使用目的 ※		健康管理に関する事務（基本健診・がん検診・保健指導等）における情報管理において必要であるため。
④使用の主体	使用部署	保健医療課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		・個人番号の真正性を確認するため、個人番号をシステムや帳票に表示し、使用する。
	情報の突合	健康管理に関する事務において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		システムの運用保守業務
①委託内容		システムの運用保守、法改正に伴う改修業務
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社 日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 1 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 第139項
②提供先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康増進法に基づく検診受診者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	随時提供
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。

7. 備考

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

【個人基本情報】
1 宛名番号,2 更新者,3 更新日,4 更新時間,5 世帯番号,6 宛名番号予備,7 世帯番号予備,8 処理区分,9 カナ氏名,10 漢字氏名,11 通称カナ氏名,12 通称氏名,13 住民情報表示区分,14 生年月日,15 性別,16 続柄1,17 続柄2,18 続柄3,19 続柄4,20 異動事由,21 異動日,22 異動届出日,23 住民になった事由,24 住民になった　異動日,25 住民になった　届出日,26 住民でなくなった事由,27 住民でなくなった　異動日,28 住民でなくなった　届出日,29 住定日　事由,30 住定日,31 住定日　届出日,32 住民区分,33 外国人判定,34 国籍,35 家族判定,36 家族判定　順位,37 特徴判定,38 普徴判定,39 課税区分,40 所得割,41 個人用電話番号(携帯・PHS),42 個人用小学校区,43 個人用中学校区,44 Eメール1,45 Eメール2,46 転入前住所,47 転出後住所,48 総合登録番号,49 送付用市内住所コード,50 送　郵便番号,51 送　丁番号,52 送　本番,53 送　枝番,54 送　末番,55 送　住所日本語,56 送　方書日本語,57 送　方書バーコード,58 送　宛先人氏名,59 送　予備1,60 送　予備2,61 送　予備3,62 送　予備4,63 送　予備5,64 送　フラグ,65 地区,66 地区(転居前),67 DV情報,68 個人予備4,69 個人予備5,70 個人情報表示設定2,71 個人情報表示設定3,72 個人情報表示設定4,73 個人情報表示設定5,74 ソート用続柄,75 総合被保険者番号,76 外国人住民日,77 第30条45規定区分,78 在留資格,79 在留期間等(yymmddd),80 在留期間等終了日,81 在留カード等番号,82 氏名文字数,83 通称名優先氏名文字数,84 送付用優先氏名文字数,85 検索用カナ氏名,86 検索用通称カナ氏名,87 個人住所コード,88 個人町内会コード,89 個人住所日本語,90 個人地番甲乙判定,91 個人地番 本番,92 個人地番 枝番,93 個人地番 末番,94 個人地番編集区分,95 個人方書コード,96 個人方書日本語,97 個人方書バーコード,98 個人郵便番号,99 統合宛名番号

【健康管理情報(健康増進法健診)】
1 西暦年度,2 受診日,3 受診日年齢,4 年度末年齢,5 基準日年齢,6 受診時国保区分,7 医療機関,8 メタボリックシンドローム判定,9 保健指導レベル,10 情報提供の方法,11 初回面接実施,12 データ取り込み日,13 身長,14 体重,15 BMI,16 腹囲(計測方法),17 腹囲,18 内臓脂肪面積,19 既往歴,20 具体的な既往歴,21 自覚症状,22 自覚症状－所見,23 他覚症状,24 他覚症状－所見,25 収縮期血圧(計測方法),26 収縮期血圧,27 拡張期血圧(計測方法),28 拡張期血圧,29 中性脂肪,30 HDLコレステロール,31 LDLコレステロール,32 non－HDLコレステロール,33 GOT,34 GPT,35 γ－GTP,36 尿素窒素,37 アルブミン,38 採血時間(食後),39 空腹時血糖,40 随時血糖,41 HbA1c(JDS値),42 HbA1c(NGSP値),43 尿糖,44 尿蛋白,45 尿潜血,46 ヘマトクリット値,47 血色素量,48 赤血球数,49 白血球数,50 貧血検査－理由,51 心電図－所見有無,52 心電図－所見,53 心電図－理由,54 眼底－キースワグナー分類,55 眼底－シェイエ:H,56 眼底－シェイエ:S,57 眼底－SCOTT,58 眼底－WONG,59 眼底－DAVIS,60 眼底－所見有無,61 眼底－所見,62 眼底－理由,63 医師の診断,64 医師名,65 クレアチニン,66 eGFR,67 クレアチニン(対象者),68 クレアチニン実施理由,69 尿酸,70 階層化区分,71 腎機能障害(疑い含む),72 貧血(疑い含む),73 肝疾患(疑い含む),74 アルコール性(疑い含む)

【健康管理情報(胃がん検診)】
1 西暦年度,2 受診日,3 受診日年齢,4 年度末年齢,5 基準日年齢,6 受診時国保区分,7 実施医療機関,8 精密検査受診月,9 判定,10 検診区分,11 検診による偶発症,12 精検医療機関,13 精検判定,14 精検による偶発症,15 備考,16 検診機関区分,17 検診時生検区分,18 精検結果(本人報告),19 精密検査区分

【健康管理情報(子宮がん検診)】
1 西暦年度,2 受診日,3 受診日年齢,4 年度末年齢,5 基準日年齢,6 受診時国保区分,7 検診区分,8 実施医療機関,9 精密検査受診月,10 判定(頸がん),11 ベセスダ,12 判定(体がん),13 その他の疾病判定,14 検診による偶発症(頸がん),15 検診による偶発症(体がん),16 クーポン券利用,17 精検医療機関,18 精検頸部判定,19 精検体部判定,20 精検による偶発症(頸部),21 精検による偶発症(体部),22 精検結果(本人報告),23 備考,24 検診機関区分

【健康管理情報(乳がん検診)】
1 西暦年度,2 受診日,3 受診日年齢,4 年度末年齢,5 基準日年齢,6 受診時国保区分,7 実施医療機関,8 精密検査受診月,9 検診区分,10 カテゴリー,11 総合判定,12 検診による偶発症,13 クーポン券利用,14 精検医療機関,15 精検判定,16 精検による偶発症,17 精検結果(本人報告),18 備考,19 検診機関区分

【健康管理情報(大腸がん検診)】
1 西暦年度,2 受診日,3 受診日年齢,4 年度末年齢,5 基準日年齢,6 受診時国保区分,7 実施医療機関,8 精密検査受診月,9 判定,10 精検医療機関,11 精検判定,12 精検による偶発症,13 精検結果(本人報告),14 備考,15 検診機関区分

【健康管理情報(肺がん検診)】
1 西暦年度,2 受診日,3 受診日年齢,4 年度末年齢,5 基準日年齢,6 受診時国保区分,7 実施医療機関,8 精密検査受診月,9 肺がん判定,10 胸部X線検査判定,11 検診による偶発症,12 喀痰検査判定,13 喀痰細胞診判定,14 喀痰対象者(喫煙指数),15 血痰,16 喀痰容器配布,17 結核判定,18 精検医療機関,19 精検肺がん判定,20 精検結核判定,21 精検による偶発症,22 備考,23 検診機関区分,24 精検結果(本人報告)

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【住民からの情報の入手】 ・本人の個人番号カード又は通知カード及び番号法、番号法施行令、番号法施行規則に定める身分証明書等を用いた確認を厳格に行う。 【庁内他システムからの情報の入手】 ・入手元のファイルに登録された情報より作成されており、目的外の入手が行われるリスクを防止する措置が講じられている。 【他部署及び他機関からの情報の入手】 ・個人番号及び対象者の4情報（氏名、性別、生年月日、住所）を正確に記載した書面を用い、所属長の決裁を受けた後に照会を行う。 ・特定個人情報の入手は、番号法、地方税法及びその他地方税に関する法律で定められた範囲に限定し、範囲を逸脱して特定個人情報を入手しないことを徹底する。 ・個人情報が記載されている印刷物等が不要となった場合は、シュレッダー処理を行う。 ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 ：庁内連携機能からの住基情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバ間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ：庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、アクセス権を有しない職員のなりすましによる入手への対策を施している。また、当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。 ・入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 ：入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ：職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 ：庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。	
3．特定個人情報の使用	
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・健康管理システムは、業務に関係のない情報を保有していない。 ・アクセス権限発効者以外から特定個人情報の要求があった場合は、紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行う。 ・その他のシステムへの特定個人情報の連携は、必要のない情報との紐付けは行わないようシステムでアクセス制御を行う。
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	［　行っている　］　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	・利用する必要がある職員、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDと生体認証による認証を行っている。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。

その他の措置の内容	・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
規定の内容	・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報に係る秘密の保持 ・特定個人情報の安全管理と責任体制の整備 ・作業従事者に対して教育の実施 ・特定個人情報の返還，廃棄又は消去 ・特定個人情報の取扱いの状況の点検の実施 ・必要に応じて立入調査等	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　再委託していない　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴（ログ）を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号利用法別表第2に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]　＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
その他の措置の内容		データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは保管・施錠している。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[　　] 内部監査	[　　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	・関係職員(任用された非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・全庁的にeラーニングシステムでセキュリティに係る研修を行っている。	

10. その他のリスク対策

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部　総務課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1131
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	保健福祉部　保健医療課 511-8601 三重県桑名市中央町2－37　0594-24-1195
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月19日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月25日	評価実施機関における担当部署	地域保健課長　黒川　浄明	地域保健課長　安藤　昇	事後	
平成29年5月15日	評価実施機関における担当部署	地域保健課	健康推進課	事後	
平成29年5月15日	評価実施機関における担当部署	地域保健課長　安藤　昇	健康推進課長　安藤　昇	事後	
平成29年5月15日	基本情報	地域保健課	健康推進課	事後	
平成29年5月15日	特定個人情報の入手・使用	地域保健課	健康推進課	事後	
平成29年5月15日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部　地域保健課	保健福祉部　健康推進課	事後	
平成30年8月31日	評価実施機関における担当部署	健康推進課	保健医療課	事後	
平成30年8月31日	評価実施機関における担当部署	健康推進課長　安藤　昇	保健医療課長	事後	
平成30年8月31日	基本情報	健康推進課	保健医療課	事後	
平成30年8月31日	特定個人情報の入手・使用	健康推進課	保健医療課	事後	
平成30年8月31日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部　健康推進課	保健福祉部　保健医療課	事後	
平成30年8月31日	基礎項目評価	2015/6/30	2018/7/1	事後	
平成30年8月31日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	511-0068　桑名市中央町3－79	511-8601　桑名市中央町2－37	事後	
令和1年8月23日	基礎項目評価　実施日	2018/7/1	2019/6/28	事後	
令和2年8月31日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	
令和2年8月31日	基礎項目評価　実施日	2019/6/28	2020/8/31	事後	
令和3年12月1日	Ⅰ　基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム1		システム1　削除 システム2がシステム1へ	事後	
令和3年12月1日	Ⅰ　基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム1　①システムの名称	宛名・口座システム	健康管理システム	事後	
令和3年12月1日	Ⅰ　基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム1　③他のシステムとの接続	[ ]既存住民基本台帳システム [ ]税務システム [O]宛名システム等 [ ]その他（　　）	[O]既存住民基本台帳システム [O]税務システム [O]宛名システム等 [O]その他（　国民健康保険システム等　）	事後	

令和3年12月1日	Ⅰ　基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム2　①システムの名称	記載なし	団体内統合宛名システム	事後	
令和3年12月1日	Ⅰ　基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム2　②システムの機能	記載なし	①団体内統合宛名番号の付番と管理 ・各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を	事後	
令和3年12月1日	Ⅰ　基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム2　③他のシステムとの接続	記載なし	[○]既存住民基本台帳システム [○]税務システム [○]その他（　中間サーバー、健康管理システム等の情報連携を行う各業務システム　　）	事後	
令和3年12月1日	Ⅰ　基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム3　①システムの名称	記載なし	中間サーバー	事後	
令和3年12月1日	Ⅰ　基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム3　②システムの機能	記載なし	①符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。	事後	
令和3年12月1日	Ⅰ　基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム3　③他のシステムとの接続	記載なし	[○]情報提供ネットワークシステム [○]宛名システム等	事後	
令和3年12月1日	Ⅰ　基本情報　3. 特定個人情報ファイル名	（1）宛名・口座特定個人情報ファイル （2）健康管理特定個人情報ファイル	健康管理ファイル	事後	
令和3年12月1日	Ⅰ　基本情報　4. 個人番号の利用※　法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一76の項	番号法第9条第1項　別表第一の76の項	事後	
令和3年12月1日	Ⅰ　基本情報　5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和3年12月1日	Ⅰ　基本情報　5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	記載なし	番号法第9条第1項　別表第一の76の項 番号法第19条第8号　別表第二の102の2の項	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　1～7	（1）宛名・口座特定個人情報ファイル	削除	事後	

令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　1. 特定個人情報ファイル名	(2)健康管理個人情報ファイル	健康管理ファイル	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　2. 基本情報　④記録される項目	10項目以上50項目未満	100項目以上	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　2. 基本情報　④記録される項目　主な記録項目　※	・連絡先等情報　[　] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[　]連絡先(電話番号等)　[　]その他住民票関係情報 ・業務関係情報　[○]健康・医療関係情報　[○]医療保険関係情報	・連絡先等情報　[○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[○]連絡先(電話番号等)　[○]その他住民票関係情報 ・業務関係情報　[○]健康・医療関係情報　[　]医療保険関係情報	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　2. 基本情報　④記録される項目　その妥当性	・その他識別情報(内部番号)　:「宛名・口座特定個人情報ファイル」に収録されている個人番号との突合に必要があるため。・健康・医療関係情報　:　健康管理に関する事務(検診、健診情報の利用)において必要があるため。・医療保険関係情報　:　健康管理に案する事務(保険情報の利用)において必要があるため。	【個人番号、その他識別情報(内部番号)】 本人確認及び内部情報照会の索引とするために必要 【4情報・連絡先・その他住民票関係情報】 本人及び世帯情報の確認、本人への連絡に使用するため必要	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3. 特定個人情報の入手・使用　④使用の主体　使用部署	健康推進課	保健医療課	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託の有無　※	2件	1件	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1	システムの保守等業務委託	削除	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1	システム運用に係るバッチ業務委託	システムの運用保守業務	事後	

令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1　①委託内容	・各種がん検診受診結果のデータ作成 ・各種受診券を印刷、封入封緘	システムの運用保守、法改正に伴う改修業務	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1　②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1　③委託先名	株式会社　三重電子計算センター	株式会社　日立システムズ	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）　提供・移転の有無	[○]行っていない	[○]提供を行っている　1件	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）　提供・移転の有無　提供先1	記載なし	市町村長	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）　①法令上の根拠	記載なし	番号法第19条第8号　別表第二の102の2の項	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）　②提供先における用途	記載なし	健康増進法第19条の2及び健康増進法施行規則第4条の2に関する事務	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）　③提供する情報	記載なし	健康増進法に基づく検診結果に関する情報	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）　④提供する情報の対象となる	記載なし	10万人以上100万人未満	事後	

令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）　⑤提供する情報の対象となる	記載なし	健康増進法に基づく検診受診者	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）　⑥提供方法	記載なし	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	
令和3年12月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）　⑦時期・頻度	記載なし	随時提供	事後	

令和3年12月1日	（別添1）特定個人情報ファイル記録項目	（1）宛名・口座特定個人情報ファイル（宛名情報）1.削除区分 2.宛名番号 3.シーケンス番号 4.改製番号 5.履歴番号 6.履歴区分 7.個人法人区分 8.宛名番号枝番 9.宛名種類 10.住民区分 11.外国人区分 12.法人コード前 13.法人コード後 14.世帯番号 15.順位 16.法人グループコード 17.法人種別 18.市内市外区分 19.住所コード 20.自治省コード 21.郵便番号 22.大字コード 23.支所コード 24.地区コード 25.行政区コード 26.自治会加入区分 27.組・家並コード 28.準世帯コード 29.小学校区コード 30.中学校区コード 31.甲乙区分 32.地番コード・本番 33.地番コード・枝番 34.地番コード・末番 35.住所編集判定区分 36.方書コード 37.漢字住所編集判定 38.都道府県名漢字 39.市区町村名漢字 40.町名漢字 41.小字名漢字 42.漢字編集済番地 43.漢字方書 44.住所カナ 45.方書カナ 46.カナ氏名 47.漢字宛名氏名 48.検索用漢字宛名氏名 49.漢字宛名氏名文字オーバー判定 50.カナ氏名２ 51.漢字宛名氏名２ 52.濁点なしカナ氏名 53.生年月日（和暦）54.生年月日（西暦）55.性別 56.第一続柄 57.混合用続柄 58.家族判定・判定 59.家族判定・順位 60.住民日 61.住民日届出日 62.住民日事由 63.非住民日 64.非住民日届出日 65.非住民日事由 66.転出確定日 67.住記ネット番号 68.世帯電話番号 69.世帯有線番号 70.個人電話番号 71.FAX番号 72.世帯Ｅ－MAILアドレス 73.個人Ｅ－MAILアドレス 74.配偶者個人コード 75.有効開始日 76.異動届出日 77.異動事由 78.税異動事由 79.税異動年月日 80.税用住民区分 81.除票判定 82.転入前住所判定（個人番号管理）83.削除区分 84.宛名番号 85.履歴番号 86.個人番号（口座情報）87.宛名番号 88.税目（内部）89.履歴シーケンス 90.税目（表示）91.異動事由 92.異動年月日 93.銀行コード（本店）94.銀行コード（支店）95.口座種別 96.口座番号 97.口座名義人名カナ 98.口座名義人名漢字 99.有効開始年月（口座）100.有効終了年月（口座）101.口座申込日 102.振替区分 103.受付番号	【個人基本情報】 1 宛名番号,2 更新者,3 更新日,4 更新時間,5 世帯番号,6 宛名番号予備,7 世帯番号予備,8 処理区分,9 カナ氏名,10 漢字氏名,11 通称カナ氏名,12 通称氏名,13 住民情報表示区分,14 生年月日,15 性別,16 続柄1,17 続柄2,18 続柄3,19 続柄4,20 異動事由,21 異動日,22 異動届出日,23 住民になった事由,24 住民になった　異動日,25 住民になった　届出日,26 住民でなくなった事由,27 住民でなくなった　異動日,28 住民でなくなった　届出日,29 住定日　事由,30 住定日,31 住定日　届出日,32 住民区分,33 外国人判定,34 国籍,35 家族判定,36 家族判定　順位,37 特徴判定,38 普徴判定,39 課税区分,40 所得割,41 個人用電話番号(携帯・PHS),42 個人用小学校区,43 個人用中学校区,44 Eメール1,45 Eメール2,46 転入前住所,47 転出後住所,48 総合登録番号,49 送付用市内住所コード,50 送　郵便番号,51 送　丁番号,52 送　本番,53 送　枝番,54 送　末番,55 送　住所日本語,56 送　方書日本語,57 送　方書バーコード,58 送　宛先人氏名,59 送　予備1,60 送　予備2,61 送　予備3,62 送　予備4,63 送　予備5,64 送　フラグ,65 地区,66 地区（転居前）,67 DV情報,68 個人予備4,69 個人予備5,70 個人情報表示設定2,71 個人情報表示設定3,72 個人情報表示設定4,73 個人情報表示設定5,74 ソート用続柄,75 総合被保険者番号,76 外国人住民日,77 第30条45規定区分,78 在留資格,79 在留期間等(yymmddd),80 在留期間等終了日,81 在留カード等番号,82 氏名文字数,83 通称名優先氏名文字数,84 送付用優先氏名文字数,85 検索用カナ氏名,86 検索用通称カナ氏名,87 個人住所コード,88 個人町内会コード,89 個人住所日本語,90 個人地番甲乙判定,91 個人地番本番,92 個人地番 枝番,93 個人地番 末番,94 個人地番編集区分,95 個人方書コード,96 個人方書日本語,97 個人方書バーコード,98 個人郵便番号,99 統合宛名番号 【健康管理情報（健康増進法健診）】 1 西暦年度,2 受診日,3 受診日年齢,4 年度末年齢,5 基準日年齢,6 受診時国保区分,7 医療機関,8 メタボリックシンドローム判定,9 保健指導レベル,10 情報提供の方法,11 初回面接実施,12 データ取り込み日,13 身長,14 体重,15 BMI,16 腹囲（計測方法）,17 腹囲,18 内臓脂肪面積,19 既往歴,20 具体的な既往歴,21 自覚症状,22 自覚症状－所見,23 他覚症状,24 他覚症状－所見,25 収縮期血圧（計測方法）,26 収縮期血圧,27 拡張期血圧（計測方法）,28 拡張期血圧,29 中性脂肪,30 HDLコレステロール,31 LDLコレステロール,32 non－HDLコレステロール,33 GOT,34 GPT,35 γ－GTP,36 尿素窒素,37 アルブミン,38 採血時間（食後）,39 空腹時血糖,40 随時血糖,41 HbA1c（JDS値）,42 HbA1c（NGSP値）,43 尿糖,44 尿蛋白,45 尿潜血,46 ヘマトクリット値,47 血色素量,48 赤血球数,49 白血球数,50 貧血検査－理由,51 心電図－所見有無,52 心電図－所見,53 心電図－理由,54 眼底－キースワグナー分類,55 眼底－シェイエ：H,56 眼底－シェイエ：S,57 眼底－SCOTT,58 眼底－WONG,59 眼底－DAVIS,60 眼底－所見有無,61 眼底－所見,62 眼底－理由,63 医師の診断,64 医師名,65 クレアチニン,66 eGFR,67 クレアチニン（対象者）,68 クレアチニン実施理由,69 尿酸,70 階層化区分,71 腎機能障害（疑い含む）,72 貧血（疑い含む）,73 肝疾患（疑い含む）,74 アルコール性（疑い含む） 【健康管理情報（胃がん検診）】 1 西暦年度,2 受診日,3 受診日年齢,4 年度末年齢,5 基準日年齢,6 受診時国保区分,7 実施医療機関,8 精密検査受診日,9 判定,10 検診区分,11	事後	
令和3年12月1日	（別添1）特定個人情報ファイル記録項目	（2）健康管理特定個人情報ファイル	削除	事後	
令和3年12月1日	Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）　1．特定個人情報ファイ	（1）宛名・口座特定個人情報ファイル（2）健康管理特定個人情報ファイル	健康管理ファイル	事後	
令和3年12月1日	Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）　2．特定個人情報の入	記載なし	・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置	事後	

令和3年12月1日	Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）　3．特定個人情報の使用　リスクに対する措置の内容	・宛名・口座システムは、個別業務で管理する特定個人情報を保持しない。・アクセス権限発効者以外から特定個人情報の要求があった場合は、紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行う。・その他のシステムへの特定個人情報の連携は、必要のない情報との紐付けは行わないようシステムでアクセス制御を行う。	・健康管理システムは、業務に関係のない情報を保有していない。 ・アクセス権限発効者以外から特定個人情報の要求があった場合は、紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行う。 ・その他のシステムへの特定個人情報の連携は、必要のない情報との紐付けは行わないようシステムでアクセス制御を行う。	事後	
令和3年12月1日	Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）　6．情報提供ネットワークシステムとの接続　リスク1：目的外の入手が行われるリスク　リスクに対する措置の内容	記載なし	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号利用法別表第2に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	
令和3年12月1日	Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）　6．情報提供ネットワークシステムとの接続　リスク1：目的外の入手が行われるリスク　リスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事後	

令和3年12月1日	Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）　6．情報提供ネットワークシステムとの接続　リスク2：不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提	事後	
令和3年12月1日	Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）　6．情報提供ネットワークシステムとの接続　リスク2：不正な提供が行われるリスク リスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事後	

令和3年12月1日	Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）　6．情報提供ネットワークシステムとの接続　情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセ	事後	
令和4年2月4日	Ⅴ－1 ①実施日	2020/8/31	2022/2/4	事後	
令和4年9月26日	Ⅰ　基本情報　4．個人番号の利用※　法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の76の項	番号利用法第9条第1項　別表第一の76の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	
令和4年9月26日	Ⅰ　基本情報　5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の76の項 番号法第19条第8号　別表第二の102の2の項	番号利用法第19条第8号　別表第二の102の2の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5．特定個人情報の提	番号法第19条第8号　別表第二の102の2の項	番号利用法第19条第8号　別表第二の102の2の項	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5．特定個人情報の提	健康増進法第19条の2及び健康増進法施行規則第4条の2に関する事務	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5．特定個人情報の提	健康増進法に基づく検診結果に関する情報	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年9月26日	Ⅴ－1 ①実施日	2022/2/4	2022/9/26	事後	

令和5年8月22日	Ⅴ－1 ①実施日	2022/9/26	2023/8/22	事後	
令和6年9月25日	Ⅰ　基本情報　4. 個人番号の利用※　法令上の根拠	番号利用法第9条第1項　別表第一の76の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	番号利用法第9条第1項　別表70項	事後	
令和6年9月25日	Ⅰ　基本情報　5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※　②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号　別表第二の102の2の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第50条	番号利用法第19条第8号　第139項	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提	番号利用法第19条第8号　別表第二の102の2の項	番号利用法第19条第8号　第139項	事後	
令和6年9月25日	Ⅴ－1 ①実施日	2023/8/22	2024/9/25	事後	
令和7年3月19日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3. 特定個人情報の入手・使用　①入手元	[〇] 本人又は本人の代理人 [ ] 評価実施機関内の他部署（　） [ ] 行政機関・独立行政法人等（　） [ ] 地方公共団体・地方独立行政法人（　） [〇] 民間事業者（　） [ ] その他（　）	[〇] 本人又は本人の代理人 [〇] 評価実施機関内の他部署（　） [ ] 行政機関・独立行政法人等（　） [〇] 地方公共団体・地方独立行政法人（　） [ ] 民間事業者（　） [ ] その他（　）	事後	
令和7年3月19日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3. 特定個人情報の入手・使用　②入手方法	[〇] 紙 [〇] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ]その他（　）	[〇] 紙 [〇] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [〇] 庁内連携システム [〇] 情報提供ネットワークシステム [ ]その他（　）	事後	